

新潟県選挙管理委員会規程第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 老人保健施設 グリ ーンヒル与板 <u>介護老人保健施設</u> <u>あらまち</u>	(略) 長岡市与板町榎原 393-8 <u>長岡市泉1-7-24</u>	長岡市	(略) 老人保健施設 グリ ーンヒル与板	(略) 長岡市与板町榎原 393-8
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。